



中国人民银行 财政部 商务部 海关总署
国家税务总局 银监会

中国人民銀行 財政部 商務部 税関総署
国家税務総局 銀監会

关于扩大跨境贸易人民币结算试点
有关问题的通知
银发〔2010〕186号

クロスボーダー貿易人民元決済試行拡大
に関する関連問題についての通知
銀発〔2010〕186号

人民银行上海总部，天津、沈阳、南京、济南、武汉、广州、成都分行，总行营业管理部、重庆营业管理部，呼和浩特、长春、哈尔滨、杭州、福州、南宁、海口、昆明、拉萨、乌鲁木齐中心支行，各副省级城市中心支行；北京市、天津市、内蒙古自治区、辽宁省、吉林省、黑龙江省、上海市、江苏省、浙江省、福建省、山东省、湖北省、广东省、广西壮族自治区、海南省、重庆市、四川省、云南省、西藏自治区、新疆维吾尔自治区财政厅、商务厅、国家税务局、银监局；海关总署广东分署、天津、上海特派办、各直属海关：

人民銀行上海本部、天津、瀋陽、南京、濟南、武漢、広州、成都支店，本部営業管理部、重慶営業管理部、フフホト、長春、ハルピン、杭州、福州、南寧、海口、昆明、ラサ、ウルムチ中心支店、各副省レベル都市中心支店；北京市、天津市、内モンゴル自治区、遼寧省、吉林省、黒竜江省、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、湖北省、広東省、広西壮族自治区、海南省、重慶市、四川省、雲南省、チベット自治区、新疆ウイグル族自治区財政庁、商務庁、国家税務局、銀監局；税関総署広東分署、天津、上海特派弁、各直属税関：

自2009年7月开展跨境贸易人民币结算试点工作以来，人民币资金结算、清算渠道便捷、顺畅，人民币出口退（免）税及进出口报关政策清晰明确、操作流程便利，受到了试点企业的普遍欢迎。为满足企业对跨境贸易人民币结算的实际需求，进一步发挥人民币结算对贸易和投资便利化的促进作用，经国务院批准，现就扩大跨境贸易人民币结算试点工作的有关问题通知如下：

2009年7月にクロスボーダー貿易人民元決済試行業務をスタートして以来、人民元資金決済、清算ルートは利便性が向上し、順調で、人民元輸出税金還付（免除）及び輸出入通関政策が明確になり、オペレーションフローの利便性が増し、パイロット企業の歓迎を受けた。企業のクロスボーダー貿易人民元決済の実需を充足し、貿易と投資利便化に対するクロスボーダー人民元決済の促進作用を更に發揮させるため、国务院の批准を経て、ここにクロスボーダー貿易人民元決済試行業務拡大に関する問題について以下の通り通知する。

一、跨境贸易人民币结算的境外地域由港澳、东盟地区扩展到所有国家和地区。

一、クロスボーダー貿易人民元決済の国外地域を、香港、マカオ、アセアン地区からすべての国家と地区に拡大する。

二、增加北京、天津、内蒙古、辽宁、吉林、黑龙江、江苏、浙江、福建、山东、湖北、广西、海南、重庆、四川、云南、西藏、新疆等18个省（自治区、直辖市）为试点地区。

二、北京、天津、内モンゴル、遼寧、吉林、黒龍江、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広西、海南、重慶、四川、雲南、チベット、新疆等18の省（自治区、直轄市）をパイロット地区に加える。

仮訳：三菱東京UFJ銀行国際業務部

■弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
■なお、法的解釈等につきましては、政府当局や顧問弁護士等へご相談ください。



三、广东省的试点范围由 4 个城市扩大到全省，增加上海市和广东省的出口货物贸易人民币结算试点企业数量。

四、试点省（自治区、直辖市）的企业，可以按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》（中国人民银行 财政部 商务部 海关总署 国家税务总局中国银行业监督管理委员会公告〔2009〕第 10 号，以下简称《试点管理办法》）以人民币进行进口货物贸易、跨境服务贸易和其他经常项目结算。

五、北京、天津、内蒙古、辽宁、上海、江苏、浙江、福建、山东、湖北、广东、广西、海南、重庆、四川、云南等 16 个省（自治区、直辖市）出口货物贸易人民币结算实行试点企业管理制度。请各省（自治区、直辖市）、计划单列市人民政府协调当地有关部门按照《试点管理办法》第四条有关规定推荐出口货物贸易人民币结算试点企业，人民银行、财政部、商务部、海关总署、税务总局、银监会将在总量控制的前提下，审定试点企业名单。经审定后的试点企业使用人民币结算的出口货物贸易按照有关规定办理出口报关手续，享受出口货物退（免）税政策。

三、広東省のパイロット範囲を 4 都市から全省に拡大し、上海市と広東省の輸出貨物クロスボーダー貿易人民元決済のパイロット企業の数を増加する。

四、パイロット省（自治区、直辖市）の企業は、「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」（中国銀行 財政部 商務部 税関総署 国家税務総局 中国銀行業監督管理委員会 公告〔2009〕第10号、以下「試行管理弁法」と略）に基づき、人民元で輸入貨物貿易、クロスボーダーサービス貿易及びその他の經常項目の決済を取扱うことができる。

五、北京、天津、内モンゴル、遼寧、上海、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広東、広西、海南、重慶、四川、雲南など 16 の省（自治区、直辖市）の輸出貨物貿易人民元決済は、パイロット企業管理制度を実行する。各省（自治区、直辖市）、計画単列市政府は、所在地の関連部門と協力し、「試行管理弁法」第四条の関連規定に基づき、輸出貨物貿易人民元決済のパイロット企業を推薦し、人民銀行、財政部、商務部、税関総署、税務総局、銀監会は総量をコントロールする前提の下で、パイロット企業リストを審査認定する。審査認定を経たパイロット企業が、人民元決済を利用する輸出貨物貿易は、関連規定に基づき輸出通関手続きを行い、輸出貨物の税金還付（免除）政策を享受する。

仮訳：三菱東京 UFJ 銀行国際業務部

■弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
■なお、法的解釈等につきましては、政府当局や顧問弁護士等へご相談ください。



六、内蒙古、辽宁、吉林、黑龙江、广西、云南、西藏、新疆等 8 个边境省（自治区）具有进出口经营资格的企业，可以在指定口岸与毗邻国家的一般贸易和边境小额贸易出口货物按照《试点管理办法》开展人民币结算试点。其中，内蒙古、辽宁、广西、云南等四省（自治区）按照《试点管理办法》选择的试点企业按本通知第五条规定办理出口报关及退（免）税手续；8 个边境省（自治区）的其他企业在指定口岸与毗邻国家的一般贸易和边境小额贸易使用人民币结算的，出口报关及退（免）税手续按照《财政部国家税务总局关于边境地区一般贸易和边境小额贸易出口货物以人民币结算准予退（免）税试点的通知》（财税〔2010〕26 号）办理。

七、请开展跨境贸易人民币结算试点所在省（自治区、直辖市）的相关部门按照《试点管理办法》等有关文件积极做好试点工作，保证跨境贸易人民币结算试点工作顺利进行。

中国人民银行 财政部 商务部
海关总署 税务总局 银监会

二〇一〇年六月十七日

六、内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、広西、雲南、チベット、新疆など 8 つの国境省（自治区）で輸出入経営資格を有する企業は、指定された国境での隣国との一般貿易および国境小口貿易の輸出貨物について、「試行管理弁法」に基づき、人民元決済試行を手掛けることができる。そのうち、内モンゴル、遼寧、広西、雲南など四省（自治区）内で、「試行管理弁法」に基づき選定されたパイロット企業は、本通知第五条の規定に基づき、輸出通関及び税金還付（免除）手続きを行う。8 つの国境省（自治区）のその他の企業が、指定された国境において、隣国との一般貿易及び国境小口貿易で人民元決済を利用する場合は、「財政部 国家税務総局 国境地区での一般貿易及び国境小口貿易の輸出貨物を人民元決済する際の税金還付（免除）試行の通知」（财税[2010]26 号）に基づき、輸出通関および税金還付（免除）手続きを行う。

七、クロスボーダー貿易人民元決済のパイロット地区となる省（自治区、直辖市）の関連部門は、「試行管理弁法」など関連通知に基づき、積極的に試行業務を遂行し、クロスボーダー貿易人民元決済業務の順調な進行を確保しなければならない。

中国人民銀行 財政部 商務部
税関総署 税務総局 銀监会

二〇一〇年六月十七日

仮訳：三菱東京 UFJ 銀行国際業務部

■弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
■なお、法的解釈等につきましては、政府当局や顧問弁護士等へご相談ください。